

## 宮崎県北部広域行政事務組合縁結びサポーター活動補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、みやざき結婚サポートセンター（以下「センター」という。）の実施する縁結びサポーターの活動を支援するとともに、延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町（以下「宮崎県北部地域」という。）の抱える未婚化・晩婚化問題の解消を図ることを目的として、未婚者のお引合せに立ち会い、交際に結び付けた縁結びサポーターに対し、予算の定めるところにより補助金を交付することについて、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年延岡市規則第2号。以下「規則」という。）の例によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第5条の規定による申請を行う日において、センターによる縁結びサポーターの認定を受けている者であること（以下「サポーター」という。）。
- (2) 宮崎県北部地域内に住所を有する縁結びサポーターであること。
- (3) その他補助金を交付することが適当でないと宮崎県北部広域行政事務組合理事会代表理事（以下「代表理事」という。）が認める者ではないこと。

### (補助要件)

第3条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する場合に交付するものとする。

- (1) 令和3年4月1日以後に、センターが実施するお引合せ（以下「お引合せ」という。）を介して出逢った男女であり、その後、交際へ発展した場合であること。
- (2) お引合せをした男女の一方又は双方が、宮崎県北部地域のセンターに登録を有する者であること。

### (補助額)

第4条 補助金の額は、お引合せをした日後、センターに交際報告のあった男女1組当たり2,000円とする。

### (補助金の交付申請及び請求)

第5条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、縁結びサポーター活動補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、センター長が交際を確認した日から起算して1月を経過した日又はセンター長が交際を確認した日が属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、代表理事へ提出しなければならない。

- (1) 縁結びサポーター登録証の写し
- (2) 活動補助金の振込先の預金通帳の写し
- (3) その他代表理事が必要と認める書類

### (補助金の交付決定及び支払)

第6条 代表理事は、前条の規定による申請があったときは、お引合せの利用実績その他必要と認める事項を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をし、速やかに宮崎県北部広域行政事務組合縁結びサポーター活動補助金交付決定通知書（様式第

2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金額の確定の省略)

第7条 規則第13条第3項の規定の例により、補助金の額の確定を省略するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 代表理事は、第5条の規定による申請内容に虚偽があると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、代表理事はその全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。